

区長報告第十二号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和四年七月七日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和四年九月八日

港区長 武井雅昭

記

令和二年七月三日議決を得た工事請負契約（港区特定公共賃貸住宅シテイハイツ高浜等新築に伴う機械設備工事）の契約金額「六億六千九百九十万円」を「六億八千七百五十二万二千元」に、工期「契約締結の日の翌日から令和五年十二月十一日まで」を「契約締結の日の翌日から令和七年十月三十一日まで」に変更する。